

柏崎市教育委員会の共催及び後援に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、柏崎市教育委員会（以下「委員会」という。）が委員会以外のものを行う教育関係事業（以下「事業」という。）について共催又は後援（以下「共催等」という。）することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「共催」とは、委員会が事業の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。

2 この要領において「後援」とは、他の団体が事業を主催する際に、委員会がその趣旨に賛同し、当該事業の開催を支援するために名義使用を認めることをいう。

(対象事業)

第3条 共催等の対象となる事業は、事業の目的及び内容が、学校教育、家庭教育、生涯学習、体育、文化振興、図書館事業等の普及振興に寄与すると認められる事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 教育、学術、文化等の向上及び普及に寄与するもので公益性のあるもの
- (2) 政治団体、宗教団体の活動又は特定の宗教若しくは政治のための活動と認められる事業でないこと。
- (3) 営利を目的としないもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団（以下同じ。）、同法第2条第6号の暴力団員（以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が関与していないもの
- (5) 規模又は対象が、特定地域又は特定人に限定されることがなく、広範囲にわたるもの
- (6) 事業計画が明確で主催者の事業遂行能力が十分であると判断されるもの
- (7) 事業の実施にあたって、事故防止、公衆衛生、公害防止等について十分に配慮及び措置が講じられているもの
- (8) その他委員会の方針及び施策に反しないもの

2 市外で行われる事業で、次条第3号、第4号又は第5号の団体から前項各号のいずれにも該当する事業の申請があった場合、市民の相当数の参加が見込まれ、かつ、市外の当該開催地の教育委員会がその事業の共催等をする場合に限り、該当するものとする。

(対象者)

第4条 共催等を受けることができる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 国、地方公共団体又はこれらに準じる公共的団体
- (2) 学校又は学校の連合体
- (3) 公益法人、社会教育関係団体又はこれらに準ずる団体
- (4) 新聞、テレビ等の報道機関
- (5) その他委員会が適当と認める団体

(共催等の承認)

第5条 共催等を受けようとする団体は、事業の実施30日前までに共催・後援申請書（別記第1号様式）に事業計画、予算書及びその他関係資料を添付の上委員会に提出し、承認を受けなければならない。

2 委員会は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、承認の可否を決定したときは、共催・後援承認通知書（別記第2号様式）又は共催・後援不承認通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

（変更等の届出）

第6条 前条第2項の規定により共催等の承認を得た者（以下「事業者」という。）は、当該承認を得た事業（以下「承認事業」という。）の内容等を変更しようとするとき、又は承認事業を中止しようとするときは、速やかに共催・後援事業中止・変更承認願（別記第4号様式）を提出しなければならない。

2 委員会は、事業の中止又は変更が適当であると認めたときは、事業者へ共催・後援事業中止・変更承認通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

（承認事業の報告）

第7条 委員会は、教育行政の運営上又は公益上必要があると認めたときは、事業者に対し、共催・後援事業実施報告書（別記第6号様式）を提出させることができる。

（共催等の承認の取消し）

第8条 委員会は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、共催等の承認を取り消すものとする。

(1) 第3条又は第4条に規定する要件を具備しなくなったとき。

(2) 不適当な行為があると認めるとき。

2 承認を取り消した場合において、事業者に損害があっても、委員会は、その責めを負わない。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この内規は、平成19年（2007年）5月1日から実施する。

この要領は、平成20年（2008年）4月1日から実施する。

この要領は、平成22年（2010年）8月1日から実施する。

この要領は、令和2年（2020年）4月1日から実施する。